

委員	鶴見区選出 横浜市議會議員	松村民蔵
委員	鶴見区自治連合会長	森田宗作
委員	鶴見区中央地区 七ヶ町連合会長	遠藤栄司
委員	朝日製鉄株式会社 社長	平山新一
委員	朝日製鉄株式会社 専務取締役	平山栄一
委員	朝日製鉄株式会社 社員	浅野季雄
委員	朝日製鉄株式会社 顧問	大山岩雄
委員	神奈川県商工部長	五神辰雄
委員	鶴見区長	芹沢勇

朝日製鉄熔鉱炉設置反対運動経過報告

朝日製鉄熔鉱炉操業による公害問題に関し、昭和二十九年四月二十七日を期して、朝日製鉄熔鉱炉設置反対期成同盟結成以来満式ケ年

八ヶ月の長期に亘り、人命尊重のための反対運動に皆様の御協力頂きましたことを、心から、感謝申し上げます。

現下の国策上通産省においては、我々の反対を押し切つてまでも輸入鉄鉱石の割当をなし、鉄鋼需給の逼迫状況打開を県知事宛に通告して参りました。よつて我々反対同盟は鶴見区議員団と県知事との会見報告により、急遽触決の途を考慮せざるを得ぬ状態にたついたたので、我々は十数会合し、操業解決条件を審議の上、覚書並に細目協定書を作成し、これをもつて県知事に対し鶴見区議員団並に区長に交渉方を依頼いたしましたところ、これを諒承承諾を得ました。更に県知事よりも交渉依頼があり、ここに始めて正式に調定交渉が開かれた次第であります。

この間、特に我々反対同盟としての念願は県知事の責任において通産省、日本鋼管株式会社、朝日製鉄株式会社に対する協定後の確たる実行の点を強硬に主張した結果、県側はこれを受諾し種々協議の結果、^[注]別添、覚書・細目協定・附属協定書並に県知事対日本鋼管会社長・県知事対通産省間の確約文書交換の完了をみたものであります。ここに我々反対同盟は地区代表と度々協議を重ね、全員の意見一致したる上の、我々と、責任者としての県知事代理副知事、横浜市長代理助役、鶴見区議員団、鶴見区長列席のもとに、鶴見区長室に

第1章 労働 社会状態

おいて去月二十七日午后五時我々の意向が全面的に貫徹されたることを再確認し、引続き朝日製鉄側と我々反対同盟・内山知事代理矢柴副知事・五神商工部長、立会人として平沼市長代理・田中助役・館鶴見区議員団長並に全議員一人の欠席もなく、芹沢鶴見区長立会の上、相互の基本的人權の理念に立つて午后六時調印式を終了した次第であります。顧みるに初期の反対陳情当時の野放し操業最悪状態から、特に公害防止審査委員会の審議による施設改善勧告がされ、更に材料が貧鉱より良質の輸入鉄鉱石と一変し、公害の完璧を期し撤去移転を前提とする式ケ年間の期限付条件操業を認めたる上の調印に至るまでの式ケ年八月の永きに亘る皆様の一糸乱れざる運動の御心労と心からなる御協力に対し厚く御礼を申し上げます。尚今後各条件の完了まで一層の御援助と御鞭撻を賜り度ここに最終段階における経過報告と共に、重ねて、この間の御苦勞に対し深謝いたします次第であります。

昭和卅二年正月十二日

横浜市鶴見区鶴見町一、一七五番地

朝日製鉄熔鉱炉設置反対期成同盟

委員長 湯川次郎平

神奈川県事業場公害審査委員会委員長殿

〔神奈川県商工部工務課「公害審査委員会関係綴」(昭和三十二年) 神奈川県庁蔵〕

〔注〕別添は前掲。

(一)

朝日製鉄㈱の公害問題(事前審査)経過概要

年月日	摘要
28・1	地元代表より口頭で「京浜鉄工㈱は最近工場名を京浜製鉄㈱に名称変更し、製鉄事業開始の計画があるようだが、附近の立地条件から考え、その施設の如何によつては将来右工場から煤煙・騒音・振動等の公害問題発生が憂慮されるので調査願いたい」との陳情があつた。
28・1・19	工業試験所が現地調査を行つた。会社側の計画によれば、製鉄所作業開始の時期は二十八年七月頃を目標して居り、公害防止対策としては収塵並にガス放散防止の対策として収塵塔及びボイラーの設置を考慮中の由であるので、その実施計画と工場の設備細書を提出させ検討することとした。
28・2・5	製鉄工場設備計画の内容について工場側より報告あり

29・4・30	29・4・27	29・4・15	29・3	29・1	28・12・8	28・10	28・6	28・4・3	28・3・9
東京都江戸川区小松川の伊藤製鉄の高炉操業状況を	現地の建設工事の進捗状況を調査した。	朝日製鉄社長平山新一を出頭せしめ、計画実施に至るまでの経過を聴取した。	操業開始予定は六月頃に延期される旨の連絡があった。	日本鋼管川崎製鉄所に行き、朝日製鉄の設備調査方につき意向を打診した。	公害審査委員会の席上委員より朝日製鉄の調査を詳細且つ専門的に調査する必要があると強調された。	十九年四月頃と予定していることが判つた。	現地工事は進捗せず、調査したところ操業開始は、二十九年四月頃と予定していることが判つた。	京浜製鉄へ公害問題防止上考慮を要すると認められる点を通知した。	高炉計画の内容について検討の結果が工業試験所から報告された。
29・6・14	29・6・14	29・6・8	29・6・8	29・6・7	29・6・3	29・6・1	29・5・28	29・5・19	29・5・1
びに一酸化炭素ガスの測定が行われた。	県工試及び衛研により工場周辺の暗騒音、送風機音並	中島、北川、村山、讃岐、田中各委員)	とに決定した。(専門小委員会は矢柴、山田、八木、	「朝日製鉄高炉の性能について」通産省から公文回答を受ける。	出席し意見を開陳。	通産省重工業局における朝日製鉄調査に関する会議	通産省製鉄課へ調査依頼方公文書提出し、三井製鉄課長等と今後の調査について打合せを行った。	朝日製鉄から条例第三条による事前調査申請書提出。	鶴見区民代表四名の口答陳情があつた。

29・7・1	29・6・29	29・6・28	29・6・25	29・6・23	29・6・19	29・6・17
第二回専門小委員会を開催し、伊藤製鉄㈱における実測資料(騒音、粉じん、ガス)を基に防止対策を審議した。(通産省三井課長、安達技官、富士製鉄広瀬技師、八幡製鉄深川技師来席)	工場設置反対の地元民陳情団約二〇〇名が来庁、副知事が面接した。	専門調査機関(工試、衛研)によつて、東京都小松川所在伊藤製鉄㈱の小型高炉操業中の騒音、粉じん、ガスの測定調査を実施した。	よう要請した。	公害防止条例第三条による事前調査申請に対する中旬回答を朝日製鉄㈱に通達し公害防止上の万全を期する	その後第一回の審議会を開催し審議した。	通産省三井製鉄課長、安達技官、富士製鉄広瀬技師、芹田課長、八幡製鉄深川技師が工場現場の設備について調査を行う。
29・11・9	29・9・15	29・8・13	29・7・23	29・7・14	29・7・12	29・7・7
公害審査委員会において朝日製鉄の公害防除措置状況を開催した。	朝日製鉄㈱より公害防除措置の状況報告が文書であった。	鶴見区役所において鶴見区弘報委員に対し回答文及び勧告文等を説明しその後現場視察を行った。	回答文を朝日製鉄㈱社長に手交する。	朝日製鉄㈱附近の粉じんの実測を昼夜に亘つて施行した。(工試及び工務課)	工場設置反対陳情地元代表約三〇〇名が来庁。	工場設置反対の地元民陳情団約三〇〇名来庁する。商工、衛生、建築各部関係者及び専門調査機関により条例第三条による事前調査申請の回答原案を審議した。

30・7・4	30・6・17	30・5・13	30・4・26	30・4・11	30・3・23	30・2・23	30・2・14	30・1・24	29・12・22
公害審査委員会を開催し近況報告を行った。	「朝日製鉄㈱の高炉に関する公害防除措置について」の文書を会社あて通知した。	「朝日製鉄㈱の高炉に関する公害防除措置について」の文書を会社あて通知した。	近市場中学において実施した。	四月二十六日から五月九日まで粉じんの連続調査を附近市場中学において実施した。	朝日製鉄㈱から操業開始届出があつた。	朝日製鉄㈱附近の塵埃、ガス、騒音、廃液に関する理化学的調査を行う。(実施日 二月二十三日、二月二十五日、三月七日、三月九日)	朝日製鉄㈱社長から除害措置完成届出があつた。	朝日製鉄㈱社長から除害措置完成届出があつた。	鶴見区役所において専門調査委員会の調査打合せを行い、現場視察を実施した。
31・6・16	31・6・6	31・6・12	31・6・11	31・6・9	31・5・26	31・5・25	31・5・14	31・1・31	30・7・8
公害審査委員会を開催し近況報告を行った。	朝日製鉄は市長宛建築基法による増改築申請取下げ。	朝日製鉄は市長宛建築基法による増改築申請取下げ。	朝日製鉄㈱公害防止調査協議会を結成設置した。	朝日製鉄㈱公害防止調査協議会担当者打合せを開催し、種々協議した。	朝日製鉄㈱の高炉操業についての回答文書を手渡した。	横浜市建築局長あて「朝日製鉄㈱の高炉操業について」の回答文書を手渡した。	横浜市が建築基準法に基く第一回の公聴会を開催した。	工務課長が現地視察を行った。	工務課長が館県議と会談し現状及び経過等について説明した。

①	32・10・25	31・10・23	31・10・5	31・10・1	31・9・12	31・9・10	31・9・10
②	32・1・25	32・2・21	32・2・18	32・2・16	32・2・13	32・2・1	32・1・25
③	32・3・25	32・3・25	32・3・25	32・3・13	32・2・15	32・2・1	32・1・25
④	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑤	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑥	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑦	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑧	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑨	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑩	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑪	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑫	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑬	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑭	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑮	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑯	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑰	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑱	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑲	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
⑳	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉑	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉒	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉓	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉔	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉕	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉖	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉗	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉘	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉙	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉚	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉛	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉜	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉝	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉞	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㉟	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊱	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊲	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊳	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊴	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊵	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊶	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊷	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊸	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊹	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊺	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊻	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊼	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊽	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊾	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25
㊿	32・5・28	32・2・15	32・2・15	32・2・13	32・2・13	32・2・13	32・1・25

朝日製鉄操業后現在までの主要文書交換

(三)

31・10・25 平山社長来庁し、商工部長と面談。

商工部長 池尾勝巳

日本鋼管欄取締役総務部長 赤坂 武

重工業局長、鈴木義雄

通産省にて三者会談をした。

平山社長来庁した。

総務部長に面接。

平山社長来庁知事に面会要請。

朝日製鉄労組委員長よりの陳情書受理。

商工部長、館県議と懇談。

商工部長、通産省重工業局次長と懇談。

件名
 覚書第四項を了承し操業開始を確認する旨(同文日本鋼管株式会社社長あて)

〇二号 平山新一
 朝総発第 朝日製鉄 知事あて
 三二、一社長

知事 日本鋼管 社長あて
 土地あつせん方依頼について
 公害防除設備一部改造について

朝総発第 朝日製鉄 知事あて
 揚水の使用は抑制すること
 既設ポンプを予備ポンプに取替える旨

朝総発第 朝日製鉄 知事あて
 三月二十二日高炉吹入、操業開始する旨

朝総発第 朝日製鉄 知事あて
 沈下地帯の中心部であるので揚水は極力抑制すること

第二五〇院地質調査所長
 「この地帯は地盤

高炉操業に伴う井水使用について調査結果

赤坂 武あて
 務局部長 平山新一
 日本鋼管朝日製鉄一部設備の改良及び公害防除措置の対策について実施がた勧告

常務会事社長
 常務会事社長
 日本鋼管朝日製鉄一部設備の改良及び公害防除措置の対策について実施がた勧告

日本鋼管朝日製鉄一部設備の改良及び公害防除措置の対策について実施がた勧告

日本鋼管朝日製鉄一部設備の改良及び公害防除措置の対策について実施がた勧告

日本鋼管朝日製鉄一部設備の改良及び公害防除措置の対策について実施がた勧告

日本鋼管朝日製鉄一部設備の改良及び公害防除措置の対策について実施がた勧告

日本鋼管朝日製鉄一部設備の改良及び公害防除措置の対策について実施がた勧告

<p>三四・一・三 協議打合 鶴見区役所区長室において、五神商工部長、地元町内会森田藤作、遠藤栄一、川上区長が参集、五神長等に紛争商工部長より森田、遠藤両氏に対し、地区町の円満解決内会の協力を要請したところ、充分努力す方を要請する旨の回答を得た。</p>	<p>三四・一・二四 反対期成同盟と会談 朝日製鉄高炉設置反対期成同盟湯川委員長、外一名の来庁を求め、五神商工部長より、紛争解決につき特段の協力方を要請、両り協力を要氏に努力する旨を回答す。</p>	<p>三四・一・三〇 反対同盟十四名来庁 紹介により矢柴副知事に会見、次の趣旨の陳あくまで操情あり 業中止移転「覚どおり操業中止移転に県の協力を要請す情の実施を陳る」 これに対し、協議の上再度話し合うことを約し、退庁した。</p>	<p>三四・二・七 反対同盟役員来庁 反対同盟湯川委員長、古賀儀六、大龍錦太郎、小磯括一の四氏が来庁、館県議立会いのも日本鋼管側とに五神商工部長と協議す。席上反対同盟側との話し合いより覚書どおり操業中止、移転の要請があつたことによる触決だが、現在の状態では直ちに覚書どおり操業方途を協議中止移転は極めて困難である旨種々角度から</p>
<p>三四・二・三 県、日本鋼管側並びに反対同盟の同盟湯川委員長以下四名、五神商工部長、立三者会談 会人として館県議、川上区長等が参集、協議のあつせん人結果、反対同盟との県、市、県議団代表の五役による今神商工部長、川上区長、館県議の三人をあつ後の対策をせん委員として依頼し、日本鋼管側もこれを承し、この三人委員によつて今後紛争の円満解決をはかることを決定した。よつて県及び市並びに鶴見区議員団代表による三人委員をもつて反対同盟と日本鋼管側との間における交渉の件について反対同盟側はすべて三委員に任せる旨述べられた。</p>	<p>三四・二・二四 協議打合 朝日製鉄公害問題について館県議、川上区長、矢柴副知事、五神商工部長が参集協議す。</p>	<p>三四・三・四 協議打合 反対同盟役員、鶴見区長、館県議、矢柴副知事、五神商工部長が参集、県作成にかかる覚書更改の事、五神商工部長が参集、県作成にかかる覚書要綱案を提示協議したところ後日検討の上</p>	<p>三四・三・四 協議打合 反対同盟役員、鶴見区長、館県議、矢柴副知事、五神商工部長が参集、県作成にかかる覚書要綱案を提示協議したところ後日検討の上</p>

第1章 労働 社会状態

<p>返事する旨を述べ散会す。</p>	<p>三三・三〇 反対同盟四人来庁 反対同盟役員覚書要綱案に不満を示す</p> <p>反対同盟湯川委員長以下四名来庁、矢柴副知事、五神商工部長に面接、前回県が示した覚書要綱案は認めがたいので返戻するが県の意向もあるのも一度よく検討してできるだけ早期に館県議、川上区長、並びに県と四者会談を開き協議解決の方途を講じたい旨開陳あり退庁す。</p>	<p>三四・三二四 協議打合 反対同盟側案を提示</p> <p>反対同盟湯川委員長以下四名を招き、矢柴副知事、五神商工部長と会談、県としては最終的な覚書更改案を提示、解決への努力を重ねたが反対同盟側としては、町民大会を開き結論を出す必要があるので今、直ちに御返事できない旨が述べられた。</p>	<p>三四・三二五 朝日製鉄と協議 会社側に対する覚書更改案の提示色を示した。</p> <p>朝日製鉄平山社長を招き五神商工部長より県の作成した覚書更改案を提示、紛争の円満解決のための協力を要請した。</p>	<p>三四・三二七 協議打合 反対同盟の意見まとまらず</p> <p>反対同盟湯川委員長以下四名館県議、川上区長、県側矢柴副知事、五神商工部長が出席、前回提示した覚書更改案について意見を徴したところ、反対同盟側の内部事情から意見が</p>
<p>朝日製鉄側難色を示す</p> <p>まともらず来る三月三十一日まで回答を保留したい旨述べられたので、止むなく散会す。</p> <p>朝日製鉄平山社長以下三名と会談、さきに提出した覚書更改案について協力を求めたところ、操業の期間その他数点について納得を得られず会談を打ち切つた。</p>	<p>三四・三三三 反対同盟来庁 苦情処理委員会を決定</p> <p>反対同盟湯川委員長以下四名来庁、館県議、川上区長立会いのもとに県側矢柴副知事、五神商工部長等と会談協議の上、苦情処理委員会を開催し、各委員の意見を徴することが至当であるとの結論に達した。</p>	<p>三四・四・六 苦情処理委員会 今後必要あり</p> <p>矢柴委員長以下全委員出席、まず五神商工部長の経過説明につづき矢柴委員長よりこのたのめ紛争解決のため県が提示した覚書更改案の種々検討したところ、反対同盟側と処理委を休朝日製鉄側の覚書更改に関する意見の一致を眼状態とすみるに至らなかつたので、県としては、あつせん並びに紛争の円満解決の見通しが全く失われたいことについて遺憾の意を表すると共に、苦情処理委員会は一応休眼状態に置くこと、今後とも他のあらゆる面で解決のための努力を惜しまない旨を伝えた。</p> <p>関係各方面ついで別紙のとおり朝日製鉄側、日本鋼管</p>		

に對する協働、通商産業省重工業局長、及び朝日製鉄熔
 力方を要請 高炉設置反対期成同盟の各責任者に對し、そ
 れぞれ今後の解決について努力方を要請する
 と共に特に朝日製鉄平山社長に對しては、
 公害發生の未然防止に特段の配慮を払うよう
 強く勸告した。
 また一切の経過について県の考え方(聲明書)
 を各新聞に發表した。

(五) 朝日製鉄株式会社熔鋳炉操業について

昭和三十四年四月六日

神奈川県

横浜市鶴見区鶴見町一、三二〇番地所在朝日製鉄株式会社の熔鋳炉
 操業に關しては、去る昭和三十一年十二月二十七日朝日製鉄株式會
 社と地元設置反対期成同盟との間に締結調印された覺書に基いて昭
 和三十二年二月以來県及び日本鋼管株式会社の監督指導の下に極力
 附近住民に悪影響を及ぼすことのないよう慎重な注意を払うと共に、
 影響調査については神奈川県工業試験所及び衛生研究所の技術
 陣を動員し、科学的調査を継続実施した結果、当初各方面から懸念
 された公害は幸いにして發生することなく覺書による操業期限で

ある本年一月十四日を迎えるに至つた。

その間朝日製鉄株式会社は操業開始後間もなく鉄鋼業界を襲つた異
 常な不況によつて多額の欠損を生じ経営も困難に陥つたが、日本鋼
 管株式会社の援助に依つて辛うじて経営を維持することができた。

しかしながら、前記覺書によれば本年一月十四日をもつて朝日製鉄
 株式会社は熔鋳炉の操業を完全に停止して他に移転すべきであつた
 が、去る一月十四日開催された朝日製鉄株式会社苦情処理委員会に
 おいて朝日製鉄株式会社より操業継続の要請があつたので、協議の
 結果とりあえず紛争の円満解決をみるまで保安操業を認めることに
 決定し、じ来二ヶ月余に亘り県を中心として、特に地元市議員団
 代表、鶴見区長のおつせんにより地元反対期成同盟及び日本鋼管株
 式会社並びに朝日製鉄株式会社との間に円満解決をはかるべく最善
 の努力を傾けたが、地元反対期成同盟側においては、あくまでも熔
 鋳炉の操業停止を主張する空氣が強く、反対期成同盟委員長以下幹
 部の非常な努力にも拘らず操業継続に關し一般の了解を得ることが
 出来ず今日に至つた。

その間、事態を早急に解決するため県は諸般の事情を慎重に検討
 した結果①前述のように過去二ケ年に亘る操業期間において覺書締
 結の前提として当初懸念された公害が發生しなかつたこと②最近鉄

鋼の需要増大傾向にあるとき、直ちに操業の中止乃至設備の移転を行うことは資材、設備の損耗によりいたづらに多額の経費を費し、国家経済上からみても甚だ不経済であること③朝日製鉄株式会社は前述のように経営的にみて目下のところ他に移転する資金的余裕がないこと④いま直ちに操業を中止することは朝日製鉄株式会社の多額の損失を更らに累積し、再起不能に陥れること⑤再起不能は多数従業員並びにその家族を路頭に迷わせる結果となること等の理由によつて、差し当り現在地における操業継続は止むを得ないとの結論に到達した。

よつて、県は前記あつせん者とも協議の上、別紙^{〔注〕}のような覚書案を作成し、当事者双方並びに日本鋼管株式会社に提示し、その協力を要請したが地元反対同盟側は依然として操業停止を主張する空気が強く、朝日製鉄株式会社側においても操業の期限その他について難色を示し、ついに未だ円満妥結をみるに至り得なかつたことは、甚だ遺憾である。

こゝにおいて県としては今後の解決方策について朝日製鉄株式会社苦情処理委員会にはかつた上、引き続き事態の收拾に最善の努力をいたすと共に操業による公害発生の防止については、県の行政権の許す限りにおいて万全の措置を講ずることとし、朝日製鉄株式会社

に対し強く勧告すると共に、日本鋼管株式会社に対しても協力援助を要請した次第である。当事者各位においても事態並びに県の意図するところを十分に認識せられ、紛争の早期解決に協力されるように要望する次第である。

〔神奈川県商工部工務課「公害審査委員会関係綴」(昭和三十三年)神奈川県庁蔵〕

〔注〕 前掲「朝日製鉄株式会社の公害問題」〔一〕のことを示す。

三五 日の出製鋼公害問題の陳情および報告書

(一一三)

(一)

陳情書

日の出製鋼工場は京町に所屬し当町とは運河を隔ており当町に居住する住民は工場より発生する騒音、煤煙に日夜悩まされ特に電気ハシマーの地響が甚しく就寝する事も出来ず病人などは寝ている事も出来ない状態です。

夜間などにおいては神経衰弱になり幼児子供等は夜間の火を見ては火事と思ひ誤る有様で精神的疲労甚しく尚粉塵の為に洗濯物を始め座敷縁側等も一日に何回となく掃く有様です。

以上申述べました如く何卒県当局において我々の窮状御推察の上適

当なる御処置方御願ひ致し度別紙署名押印の上陳情致します。

昭和三十五年四月十六日

平安町々会住民代表

会長 西坂又蔵

外巻千六百七名

神奈川県知事 内山岩太郎殿

日の出製鋼公害報告書

横浜市鶴見区平安町二丁目一三一番地居住の県宮建売住宅入居者岩井常良他一同直接被害を受けて居る約九十世帯の居住者は運河を越えの川崎市京町日の出製鋼所の煤煙、騒音、悪臭の公害に日夜悩まされて居ります事之が解決の為御善処あらん事を御願ひするものであります。

然乍吾々と致しまして只単に県に御願ひするのみではなく直接会社側と交渉をもつた事再三でありますが煤煙防止等の下備を訴えれば資金が無い今暫らくの猶予を乞ふ等誠くの言いのがれの言辭を弄し何ら責任ある回答は得られなかつたのであります。

故に今度県に実情を訴える事と相成り以下被害の実情を簡条を追ひ訴えるものであります。

一 煤煙の件

一 現在迄の会社側との交渉の際に煤煙中に有毒素ありやの間に對し確答せず半ば之を認めて居るが如き、誠にたよらない状態であります。

二 大気汚染調査期間中は自粛期間終れば日夜煤煙を放出するが如き不誠意な態度である。

三 風向きによつては家の中に迄煤煙が入り鼻をつく悪臭を伴ふ。

四 煤煙は埃を伴い(白い粉)為に家の中は掃除をしても掃除をしてもザラ／＼してゐる。

五 煤煙の濃度は約十米先の家が見えなくなる時がある。

六 煤煙にはしばしば熱風が伴ふ。

七 会社建物には煙突がなく廻りを囲むナマコ板羽目の間亦屋根の空気抜より黒煙を放出する。

八 天候と風向を考えねば洗濯物を干せない、亦干した洗濯物は白く乾かない。

九 再三直接交渉に不拘自粛改善の色がなく煤煙対策は全然なされてゐない。

二 騒音の件

一 スクラップ処理(切るくたく)の為発する振動を(相当強く

第1章 労働 社会状態

硝子戸が鳴る) 伴ふ音。

二 金属と金属がふれ合ふ金属音。

三 電気炉のカーボンの音。

四 家の硝子戸はたえず振動して居る。

五 頭上を通る航空機の爆音の連続である。

六 一種名状しがたいカン高い音のため頭を押さえられる様な気分であり言はばノイローゼ気味におちいる。

七 以上は昼夜を問はず四六時中発し工場に面した家では夜子供が寝られず亦火が硝子に真赤に映り一瞬火事を思はせる時がある。

三 悪臭の件

一 常時煤煙には悪臭を伴ふが時として天候の加減により附近一帶が何とも言えぬ悪臭に悩まされる時が再三ある。

以上大要を記し未だ言い足らぬ処も多々ありますが、県係官に於かれては吾々多数の者の窮状を御賢察の上日の出製鋼側の意表をつき本当の実情と御見分の上善処あらん事を御願ひ申し上げます。

本状平安町々内会陳情書に添え、実情を申し陳べるものであります。

昭和三十五年四月十六日

横浜市鶴見区平安町二の二二二

居住者一同

代長 岩井常良

神奈川県知事

内山岩太郎殿

(二)

起案 昭和三十五年四月三十日

商工部長

工業試験所長殿

公害問題調査依頼について

標記のことについて下記事業場から発生する公害について、このほど附近住民より陳情がありましたので調査のうえ、これの対策等について御回答を願いたい。

記

一 対象事業場

所在地 川崎市京町二―四八

事業場名 日ノ出特殊製鋼株式会社

二 業 種 製鋼業

三 用途地域 住居地域

四 公害の種類 騒音、煤煙、粉じん

五 作業の概況 エルース式電気炉(容量一五t)一基でスクラップ

を熔解しインゴットを造る際の騒音、煤煙が甚だ

しい

事業場公害調査

№三八九

公害の種類 騒音、煤煙、粉じん

受 付 三十五年四月十九日

陳 情 者 住所 鶴見区平安町々会

氏名 会長 西坂又蔵 外一、六〇七名

用 途 地 域 住居地域

建築基準法関係 確認済

業 種 製鋼業

主要生産品名 特殊鋼々塊及圧延

事業場所在地 川崎市京町二―四八

事業場名称 日の出特殊製鋼㈱

事業主名称 取締役社長 大山梅雄

電話(川崎二) 五五三一―四番

創業年月日 十九年 月 日

敷 地 三三、〇〇〇平方

建物面積 公害を対象とする作業場一〇、六一〇平方

資 本 金 一億円

従業員数 二〇〇名

作業時間 自定時至 時

残業 時間

電気炉のみ(二交替制)

作業の概要 スクラップをエルース式電気炉(定量一五t)一台によ

り熔解し特殊鋼々塊(インゴット)を造る。

公害問題発生の原因

熔解中のカーボンスパーク音及び煤煙、粉じん。

特に素材挿入時及び追加挿入時騒音甚だしい。

煤煙は白煙が多いが石灰石を投入する際、黒灰色の煤

煙が飛散する。

備 考 問題の電気炉は昨年十一月に工場を新設した際新たに

設置したもので、この際条例第三条三項届出により調

査した結果、騒音、煤煙が甚だしかったので至急防除

措置を講ずるよう回答し、一応処理したところ、今回

第1章 労働 社会状態

別添のとおり鶴見側の住民から陳情が出されたものである。

工場は種々改善策の計画中であるが、これの対策については改めて工業試験所に調査依頼する予定。

処理経過 四月十九日 現地調査

四月二十三日 工業課長・仁藤、工試・古藤田、泉、永

見、川崎市商工課長・石塚、現地調査

十一月二十二日 夜間測定(三富、古藤田、三橋)

三十六年四月十三日 夜間測定(古藤田、三橋、仁藤、

石渡)

六月十二日 ”

解決年月日 昭和 年 月 日

〔注〕 状況図は省略した。

(三)

陳 情 書

現在私達の居住地(京町地区)は住宅地区であり商業地区である。

この中央にある東洋特殊製鋼株式会社(旧日の出特殊製鋼)は戦前からの所在とは云え一昨年電気炉工場が新設され、スクラップの電気熔解によつて特殊製鋼の生産に目下昼夜兼行で作業をいたしてお

ります。

この工場より発する煤煙、騒音は甚しく、洗濯物は勿論、植木は枯れ金魚は死ぬ有様で、人体に及ぼす影響は甚大と申さねばなりません。

また、騒音にいたつては二十四時間作業であり、この為、安眠は出来ず、特に病人、子供らは寝つかれず困窮致しております。

私どもは話合いによる円満解決を希望致し三十四年度より再三に涉り会社と交渉を重ねて参りましたが、未だ尚解決に至らずにありました所、本年始、突然更に電気炉が一基新設され稼動を開始されました為、住民との間に紛争を続けておりますが、会社は県の御指導による設備改善についても、その実施に対し約束を充分に実行せず現在に至つて居ります。

加ふるに最近鍛造による生産を計画中のことでありますが、鍛造による騒音は先年住民よりの陳情により、漸く御解決いたゞきました問題にて、この計画の実施は更に住民を困窮させ紛争を大きく致す結果と相成るものと思はれます。

〔欄外注記〕 本件については工場に究明したところ、計画していな
い旨言明している。

就きましては、当局に於かれまして私共のこの窮状を御推察の上、

適當なる御処置をお願いいたしたく、別紙住民者の署名を添え陳情
申上げます。

昭和三十六年 月 日

京町々内会

公害対策実行委員長(印)

三井祐夫(印)

神奈川県知事

外八六七

内山岩太郎殿

峯岸源五郎

阪本秀男

(神奈川県商工部工業課「陳情書」(昭和三十五年) 神奈川県庁蔵)

実行委員長 三井祐夫

白井 一

実行委員顧問 林 嘉三(印)

今野房雄

三 昭和三十六年度中小企業公害除去施設資

実行副委員長 内田佐吉

実行委員

武井承平

金助成事業場の公害状況

小菅菊太郎

森田友三郎

(表紙)

徳増正勝(印)

土屋菊唯

村上義夫

西山茂雄

昭和三十六年度中小企業公害除去設備
資金助成事業場の公害状況について

林 百合正

福井未良

昭和三十七年五月

湯本西吉

橋野幸雄

神奈川県商工部工業課

町田佳代子

榎本秋蔵

畔上寛子

南 清市

第1章 労働 社会状態

助成 事業場	鶴見区矢向町 第一メタリコン工業(株)	代表者 大島吉寿
助成金額	一五〇、〇〇〇円	
助成施設	集じん装置及気密室	
精算金額	一、五〇一、九〇〇円 完成月日 昭和三十七年三月三十日	
施設完成による公害除去の効果	従来の集じんはファン容量不足にて研磨による発生粉じんの集じん効果が悪かつたので今回助成により作業室を個室にし、気積に合った集じん機を設置したので従来より粉じんによる公害は甚だしく減少している。 しかしながら、若干施設において不備の面も見受けられたので追工事として事業主が改善することとなつてゐる。 よつてこれが完成した時に工業試験所で測定をする予定であるが、苦情処理については鶴見保健所にて目下取扱中である。	
助成 事業場	川崎市渡田 因南鍛工(株)	代表者 南条克己
助成金額	一三〇、〇〇〇円	
助成施設	鍛造用吊基礎	
精算金額	一、三六七、四五五円 完成月日 昭和三十七年三月二十日	
施設完成による公害除去の効果	助成の対象はセコンドロップハンマー三、〇〇〇ポンド一台の振動除去用吊基礎装置であるが、ベタ基礎に比して吊基礎の効果は大と認められる。 しかしながら当工場にはこの他鍛造機八台を有しており、	

助成 事業場	川崎市諏訪 (有)山下鍍金工場	代表者 山下政男
助成金額	五〇〇、〇〇〇円	
助成施設	メツキ廃液処理槽	
精算金額	二、三〇〇、〇〇〇円 完成月日 昭和三十七年三月十九日	
施設完成による公害除去の効果	廃液処理装置二三〇万円 で本年三月に完成し、工業試験所にて立合検査したところ、シアン、クロム及びその他廃液処理は良好であつた。 なお本件の公害問題は地元漁業組合へ過去の事故について見舞金を支出し、今後の問題についても、処理装置を立合検査した結果円満に妥結した。	
助成 事業場	足柄下郡湯河原町 湯河原製紙(株)	代表者 永岡辰男
助成金額	五〇〇、〇〇〇円	
助成施設	製紙廃液処理装置	
精算金額	二、〇一八、〇一三円 完成月日 昭和三十七年三月三十一日	
施設完成による公害除去の効果	製紙に伴う廃液処理成分として第一に、有機物の処理については新たに助成対象によりダスターを設置し、瀧過した後沈澱池を経て、流出しているのを、従来に比して特段の効果認められた。 第二の塩素処理については、自動滴加方法により、脱塩素	

助成	処理装置を助成により完成したため従来に比して残留塩素は一〇分の一程度に減少した。近く陳情取下げについて地元と話し合ふ予定。
事業場	横須賀市三春町 (有)大浜鉄工所 代表者 大浜三之左
助成施設	吸音材による遮音工事
精算金額	一四〇、〇〇〇円
助成施設	五六一、八〇〇円 完成月日 昭和三十七年三月二十五日
施設完成による公害除去の効果	厚板鉄板の加工を行なうため発生する騒音陳情に対し、助成により上記除害設備を実施した結果隣接住宅に騒音の被害が減少したため本年三月に陳情取下げが出された。
助成	鶴見区寛政町
事業場	東興パライト工業(株) 代表者 益子 元
助成金額	二五〇、〇〇〇円
助成施設	集じん装置
精算金額	一、〇七三、四〇〇円 完成月日 昭和三十七年二月二十日
施設完成による公害除去の効果	断熱材製造工程中発生する粉じん除去のため従来のサイクロンの外に助成によりさらに一台集じん装置を設置したため、被害が減少したことが認められた。 なお効果については工業試験所で調査する予定としている。 また陳情取下げについては鶴見保健所に苦情が出されているのでこれが処理に当たることとなっている。

助成	中区上野町
事業場	(有)水川鉄工所 代表者 水川信二
助成金額	九〇、〇〇〇円
助成施設	コンクリートブロック塀
精算金額	四二二、七六〇円 完成月日 昭和三十七年三月二十日
施設完成による公害除去の効果	被害者側に面して長さ二・二五メートル、高さ二・六メートルのブロック塀を設置せしめたため、当板金工場の操業音による陳情は取り下げとなった。 しかしながら、工場正面の公道を距てた住民一名は、未だ被害があるとしているので、工場出入口扉の開閉管理を厳重に行なうよう指示する考えである。
助成	金沢区釜利谷町
事業場	東洋合成化学工業(株) 代表者 平木信二
助成金額	五〇〇、〇〇〇円
助成施設	ガス洗滌塔
精算金額	四、二六五、〇〇〇円 完成月日 昭和三十七年三月三十一日
施設完成による公害除去の効果	無水フタル酸製造に伴なうマレイン酸発生による公害問題であるが、従来の五〇トンプラント及び今回増設した一五〇トンプラントに対し、それぞれ最もガス処理効果大と認められる洗滌塔を設置せしめた。 しかしながら、操業は六月以降の予定であるので操業開始をまつてその効果につき詳細現地測定を行ない、不備な個所があれば適宜改善方指導する方針である。

第1章 労働 社会状態

助成	港北区長津田町	代表者 日井春雄	三〇〇、〇〇〇円	汚水処理装置	一、二二五、四九六円 完成月日 昭和三十七年三月三十一日	魚の廃棄物からフィッシュリユブルその他を製造する化成長場であるため、従来はその廃液により水田に被害を与え、また下水を汚染せしめていたものである。 よつて主たる公害原因たる蛋白、脂肪分を除去するため廃液処理施設を設置せしめた。このことにより、稲作に対する影響はなくなる予定である。また、下水の清掃を近く実施したので、被害は軽減されるものと認められる。 なお、製造施設から発生する悪臭については、目下県衛生部において指導中である。	川崎市伊勢町	代表者 広川謙三	三六〇、〇〇〇円	廃液及びガス除去装置	一、五五〇、〇〇〇円 完成月日 昭和三十六年十一月三十日	スピンドル油を原料として絶縁油を精製する過程において発生する亜硫酸ガス及び廃水による公害問題であるため脱臭装置及び廃水処理施設を設置せしめた。 このため、附近住民は被害がなくなつたことを認め陳情取	施設完成による公害除去の効果
----	---------	----------	----------	--------	------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------	----------	----------	------------	------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

助成	り下げ書を提出すべく準備中とのことである。													
助成	横須賀市三春町	代表者 北川正雄	一五〇、〇〇〇円	ばい煙除去のため重油炉装置一式	六三九、〇七七円 完成月日 昭和三十七年三月三十日	石炭使用によるばい煙被害についての陳情であるが燃料を変更し、重油焚装置に変更したため、ばい煙による被害は消失したものと認められる。 なお、附近住民は今後の取扱状況を見て、陳情取下げに同意することとし、目下監視中である。	平塚市中原	代表者 畠山一夫	一三〇、〇〇〇円	廃液処理装置	五三八、七五〇円 完成月日 昭和三十六年十二月三十日	各種作業工程より排出する廃液により漁業への被害がおきたもので、廃液の油分離装置、回収装置、沈殿装置を設置したため一応初期の目的どおり廃液は浄化されている。 しかし、装置の取扱により効果において多少の変化が認められるので、今後充分指導して完全な目的に達するよう進める予定であります。 なお、五月七づけ平塚市長より、設備改善により効果	施設完成による公害除去の効果	

第1章 労働 社会状態

助成 事業場	保土ヶ谷区神戸町 (株)タチバナ製作所 代表者 湯山忠孝	助成施設 精算金額	吸音材による遮音工事 五一六、六〇〇円 完成月日 昭和三十七年二月十二日	助成金額	一二〇、〇〇〇円	助成 事業場	保土ヶ谷区今宿町 (株)協和製作所 代表者 矢代謙二	助成施設 精算金額	廢液処理槽 六九八、〇〇〇円 完成月日 昭和三十七年三月三十日	施設完成 による公 害除去の 効果	製あん工程中排出する煮汁及びあんの混合した廢液が下水溝へ流出し、腐敗して悪臭を発生す公害問題で、事業場は助成をうけ、処理槽を設置したので、排水する汚水には、腐敗成分の含有は減少し、下水は今後、これがために悪臭を発生することは無いものと認められる。 なお処理した排出汚水の分析を目下実施中で、おつて附近住民へこの結果を提示して解決とする予定であります。
助成 事業場	保土ヶ谷区神戸町 (株)タチバナ製作所 代表者 湯山忠孝	施設完成 による公 害除去の 効果	自動車板金のプレス作業による騒音、振動によつて起きた公害陳情で、工場住宅側部分五六〇平方米へ吸音のためトムレックス吹付工事に資金助成をうけ実施したところ、騒音は著しく低下したものと認められ、陳情側も一応効果を認め、目下協定書によつてその推移を検討中であり、陳情は和解に達するものと認められる。	助成施設 精算金額	五一六、六〇〇円 完成月日 昭和三十七年二月十二日	助成金額	一二〇、〇〇〇円	助成 事業場	保土ヶ谷区今宿町 (株)協和製作所 代表者 矢代謙二	施設完成 による公 害除去の 効果	製あん工程中排出する煮汁及びあんの混合した廢液が下水溝へ流出し、腐敗して悪臭を発生す公害問題で、事業場は助成をうけ、処理槽を設置したので、排水する汚水には、腐敗成分の含有は減少し、下水は今後、これがために悪臭を発生することは無いものと認められる。 なお処理した排出汚水の分析を目下実施中で、おつて附近住民へこの結果を提示して解決とする予定であります。

助成 事業場	川崎市港町 日本油化工業(株) 代表者 鈴木雄二	助成施設 精算金額	コンクリートブロック塀 九四、五〇〇円 完成月日 昭和三十七年三月三十一日	助成金額	二〇、〇〇〇円	助成 事業場	相模原市橋本 (有)早川鍛造工業 代表者 早川輝雄	助成施設 精算金額	コンクリートブロック塀 二六五、四二一円 完成月日 昭和三十六年十二月三十日	施設完成 による公 害除去の 効果	自動車部品の鉄板加工のため発生する騒音による公害問題であるが、住宅に隣接した敷地へ、高さ三m、長さ四七mにわたり遮音のためコンクリートブロック塀を設置したため騒音による被害は消失した。 よつて陳情側は三十六年十二月陳情取下げを行ない公害問題は解決に到つた。
助成 事業場	川崎市港町 日本油化工業(株) 代表者 鈴木雄二	施設完成 による公 害除去の 効果	鍛造作業による振動、騒音の陳情があり、除去対策として先決の振動除去は零細企業のため資金困難で実施不可能となり、附近住民の了解を得て、第二の騒音防止対策としてコンクリートブロック塀(高さ二m、長さ二五m)を工場周囲へ設置したため、騒音は若干減少している。 然し基本的除去の対策とは言へないので、今後経営の上昇と相まつて更に対策を実施するよう指導して行きたまふ。	助成施設 精算金額	九四、五〇〇円 完成月日 昭和三十七年三月三十一日	助成金額	二〇、〇〇〇円	助成 事業場	相模原市橋本 (有)早川鍛造工業 代表者 早川輝雄	施設完成 による公 害除去の 効果	自動車部品の鉄板加工のため発生する騒音による公害問題であるが、住宅に隣接した敷地へ、高さ三m、長さ四七mにわたり遮音のためコンクリートブロック塀を設置したため騒音による被害は消失した。 よつて陳情側は三十六年十二月陳情取下げを行ない公害問題は解決に到つた。

助成金額	五〇〇、〇〇〇円
助成施設	ガス脱臭装置
精算金額	二、一三三、〇〇〇円 完成月日 昭和三十七年三月三十日
施設完成による公害除去の効果	<p>フィッシュソリユブル(魚の廃棄物を原料として製造する)とぬか等を混合して飼料を製造する際発生する悪臭による公害問題であるので、排風ガス脱臭装置を設置せしめたものである。よつて、近く現地測定を行なう予定。</p> <p>このため、従来に比して相当程度悪臭による被害は減少したものと判断されるが、なお原材料の野積み等操業管理に万全を期するよう指導する考えである。</p>
助成	秦野市今泉
事業場	日本断熱工業(株)
助成金額	代表者 新村 寛
助成施設	集じん装置及び防音、防振工事
精算金額	一、三八七、二八六円 完成月日 昭和三十七年三月三十日
施設完成による公害除去の効果	<p>断熱材の粉細工程より発生する粉じん、騒音、振動についての公害陳情で対策として粉じん除去のため集じん装置、騒音防止のためコンクリートブロック室の完備、振動除去のため粉細機に防振ゴムの装置等設置したところ、振動騒音は著しく減少したものと認められる。粉じんについては、当初設計が不完全のため完全集じんの効率が上らず、追加工事を行ない、目下一部改造中で五月三十日全工事の完成をまつて、工業試験所の測定を行ない、附近陳情者と和解の仲介を実施する予定であります。</p>

(神奈川県商工部工業課「公害審査委員会関係綴(1) (昭和三十七年) 神奈川県庁蔵)

三五七 昭和三十六年度現在公害陳情問題処理概要

(表紙)

「昭和三十七年三月三十一日現在

陳情問題処理概要

陳情問題中分類A項(解決困難なもの)のうち、処理内容に変更のあつたもの

整理番号	受理年月日	発生事業場名及び資本	本業敷地建坪	所在地及用途	公害種類	処理状況
一七〇	昭和三十一年九月十四日	近藤鉄工所	五〇〇万円	川崎市 大師河原	騒音	昭和三十六年七月、附近住民との話し合いの結果、会社は昭和三十七年十月を目標として工場移転のため敷地を買収することとし、県は移転用地あつせんにつき会社に協力することになつたので現在までに次の場所を会社と共に現地視察し買収方あつせんに努めてきたが、まだ実現に到つてゐない。
	附近住民七三名	二名	五〇〇㎡	塩浜準工業地域	振動	なお、商政課にも協力願ひ、大和市及び座間町所在の工場適地を視察し、結果をその都度会社側に通報し

一・三	厚生省ばい煙規制法打合せ	厚生省環境衛生課翁課長より法案の説明あり施行に当たつての各県の意見を聴取された。
二・五 二・九	水質保全法関係調査水系打合せ	水質保全法にもとづく水質基準設定の準備調査について、経済企画庁、通産省と協議を行ない、本県関係の多摩川、相模川の調査を三七年度中に実施することに決定した。
二・九	森戸川汚染対策協議打合せ	森戸川流出海域に漁業権のある国府津酒匂漁業協同組合より、工場廃液のため魚族の減少の訴があつたので、小田原市へ沿岸工場一〇社を集め、公害防止のため廃液処理についての説明を市と共に実施した。
二・一七	追浜地区工場公害対策協議打合せ	追浜地先へ漁業権を有する金沢魚業協同組合より、工場廃液により「のり」被害が著しいとの訴があつたので、横須賀市へ当地所在工場二五社を集め、公害防止対策の説明会を市と協同で実施した。
二・二四	公害審査委員会	午前一〇時から同一二時まで、県中央農業会館において開催された。
二・二六	川崎市建築部公害対策協議打合せ	川崎市工業課長及び建築課長等と、特に川崎市内における公害及び建築関係問題について協議した。

二・六	大気汚染技術小委員会	1 「欧米各国における大気汚染調査の現況」と題して千代田化工機の職員を講師として外国の情勢を聴取した。 2 工業試験所材料部長が大坂田中電機、豊橋東都製鋼(株)の電気炉の集じん装置についての視察結果を聴取した。
三・一	委託事業としての振動防止対策に関する現地測定について	振動騒音防止対策の研究のため関東学院大学工学部へ委託し、部長外二名の教授及び学生等で相模原市早川鍛造、海老名町大和ステンレスの二工場を調査し、その結果により対策の検討を行なつた。
三・五	ばい煙の排出の規制等に関する法律案の説明会	厚生省主催により法律案の説明があり、その後各都県から意見が出された。よつて厚生省はこれを参考として原案修正に検討することになつた。
三・七	大気汚染調査に関する第五報編集会議	昭和三六年中調査研究報告の原稿締切り及び編集方法について協議した。
三・九	ばい煙規制法案の地域指定についての打合せ	県、横浜市、川崎市の各担当課と法律第四条に基く指定地域について両市の意見を聴取した。
三・一三 三・一三	片瀬、柏尾川水系流域工場の廃液処理打合せ	片瀬、柏尾川流域の工場廃液施設を調査した結果、有害な廃液を排出していた三二工場の技術責任者召集しこれの改善方について指示した。

第1章 労働 社会状態

<p>四・三</p>	<p>公害審査委員会 幹事会開催</p>	<p>幹事である県企画、農地調整、計画建築及び工業課長が、公害審査委員会の決定方針に基づき公害問題の抜本的解決を計るため、都市計画上の用途地域の合理的設定とその運営につき、国に対しその実現方を要請するための要望書案につき協議、検討した。</p>	<p>三・二〇 三・二一 三・二二</p>	<p>廃液対策部会 厚木市工場公害 問題説明会</p>	<p>片瀬、柏尾川の調査結果報告と三十七年度の実施計画を協議し、多摩川水系に決定した。 県内陸工業地帯の発展に伴い厚木市においても公害問題が起されているので市内三〇工場を集め公害防止対策の説明会を開催し、周知徹底を図った。</p>	<p>三・一六</p>	<p>商工労働常任委 員会</p>	<p>川崎市煤煙防止対策協議会主催、除塵装置展示会が川崎市競輪場で三月二日～三月八日まで開催されました。その後委員の皆様にご視察いただきました。</p>	<p>三・一四 三・一五</p>	<p>公害関係技術研 究機関打合せ</p>	<p>公害事案の累増と、技術的調査を要する事例の増加に伴い、調査の迅速、円滑化を計るため種々協議、検討した。</p>	<p>三・三</p>	<p>厚生省及び通産 省のばい煙規制 法案の説明会</p>	<p>午前厚生省、午後通産省主催でそれぞれ法律案の説明があり、各都県側からも質疑が出された。特にこのうち法律の施設対象中火力発電所が除外されていることについて強い意見が出され、両省とも検討する旨回答が出された。</p>
------------	--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	-----------------------	------------------------------------------------------------------------------	----------------------	---------------------------	------------------------------------------------------------	------------	---------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>五・三</p>	<p>公害防止装置展 示会打合せ</p>	<p>本年一〇月開催予定の「神奈川県産業公害防止装置展示会」について、横浜、川崎市と共催で実施したい旨及びこれの運営協議会設置案の検討並びに開催要領等について協議した。</p>	<p>四・二六</p>	<p>川崎市刈宿工場 団地公害対策協 議打合せ</p>	<p>川崎市刈宿県営住宅団地五五戸は工業地域のため、附近工場からの公害をうけ被害が甚だしいとの陳情があつたため、周囲六工場を川崎市に集め、市と協同で公害防止対策の説明会を実施した。</p>	<p>四・二五</p>	<p>狩川のアユへい 死事故調査</p>	<p>四月二四日南足柄町附近より小田原市穴部にかけアユのへい死事件があり、水産指導所係員と共に現地調査をした。アユのへい死状況、河川水の分析結果及び工場立入調査の結果を総合すると、原因は、工場廃水でなく農薬による疑いが濃厚であつた。</p>	<p>四・二三</p>	<p>横浜海上保安部 との公害処理打 合せ</p>	<p>川崎臨海地区その他に発生をみている廃油、悪臭による公害問題については、かねてより保安部と連携を保ちつつ処理に当っておりますが、更に一層の協力を要請するため種々打合せを行なつた。</p>	<p>四・二</p>	<p>町、地方事務所 公害事務協議打 合せ</p>	<p>最近における工場立地状況に鑑み、市部周辺の町村地区に公害問題が散発いたしておりますので、これら町及び地方事務所の関係職員に対し、公害防止についての説明会を行なつた。</p>
------------	--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	-------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	--------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	-----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	-----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------